

環循適発第 1911211 号
環循規発第 1911212 号
令和元年 11 月 21 日

都道府県・政令市廃棄物行政主管部（局）長 殿

環境省環境再生・資源循環局廃棄物適正処理推進課長
（ 公 印 省 略 ）

廃棄物規制課長
（ 公 印 省 略 ）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化を図るための関係法律の整備に関する法律等の施行について（通知）

成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（令和元年法律第 37 号。以下「整備法」という。）が令和元年 6 月 14 日に公布され、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 45 年法律第 137 号）が改正されることとなった。さらに、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令等の一部を改正する政令（令和元年政令第 88 号）が同年 9 月 6 日に、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則等の一部を改正する省令（令和元年環境省令第 14 号）が同年 11 月 8 日に公布され、これらの法令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正法」という。）、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 46 年政令第 300 号）、及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 46 年厚生省令第 35 号。以下「改正規則」という。）が同年 12 月 14 日から施行される。

については、下記の事項に留意の上、その運用に当たり遺漏なきを期するとともに、貴管内市町村等に対して周知願いたい。

なお、本通知は、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 245 条の 4 第 1 項の規定に基づく技術的な助言であることを申し添える。

記

第一 改正の趣旨

整備法は、成年後見制度の利用の促進に関する法律（平成 28 年法律第 29 号）に基づく措置として、成年被後見人及び被保佐人（以下「成年被後見人等」という。）

の人権が尊重され、成年被後見人等であることを理由に不当に差別されることのないよう、成年被後見人等に係る欠格条項その他の権利の制限に係る措置の適正化を図ったものである。

整備法による改正前の廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「改正前法」という。）においては、廃棄物処理業許可や廃棄物処理施設設置許可等に係る欠格要件を規定していたところ、整備法等による関係法令の改正において、成年被後見人等であることを理由として一律に欠格と扱うのではなく、適切に業務を行えるかどうかを判断することとするなどの措置を講じたものである。

第二 改正の内容

1 欠格要件の見直し

改正前法においては、成年被後見人等及び成年被後見人等を役員等（改正法第7条第5項第4号りに規定する法定代理人、同号ヌに規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人をいう。以下同じ。）とする者は廃棄物処理業等の許可を受けることができないこととされていたが、改正法及び改正規則においては、成年被後見人等であるか否かにかかわらず、「精神の機能の障害により、廃棄物の処理の業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者」及び当該者を役員等とする者は許可を受けることができないこととされた（改正法第7条第5項第4項及び改正規則第2条の2の2）。

「廃棄物の処理の業務」とは、廃棄物処理に関連する法令を理解し、廃棄物を適正に処理することを含むと考えられ、例えば、法令にのっとりた許可や届出に係る書類の作成及び提出、産業廃棄物管理票の管理及び運用、自治体職員や排出事業者等との意思疎通などがこれに該当すると考えられる。

整備法の趣旨に鑑み、たとえ成年被後見人等であっても、この欠格要件に該当しない場合があり得ることに留意されたい。また、欠格要件が見直されたことに伴い、これまで適切に廃棄物処理の業務を継続してきた者を積極的に排除するものではない。ただし、成年被後見人等ではない者について、資料や報告徴収等の結果からみて欠格要件に該当すると判断することは差し支えない。

2 産業廃棄物に係る許可等の事務における欠格要件の該当性の判断

産業廃棄物の処理の業務に関する許可等の申請における欠格要件の該当性の判断に係る提出書類については、「成年被後見人又は被保佐人に該当しない旨の登記事項証明書」に代えて、「精神の機能の障害により当該業務を適切に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者に該当しないかどうかを審査するために必要と認められる書類」とされた（第8条の38の5第4項第4号等）。

この書類は、1で述べた能力を審査するために必要な書類であって、医師の診

断書、認知症に関する試験結果、登記事項証明書等が考えられるが、精神上的の障害により事理を弁識する能力を欠く常況にあり、又はその能力が著しく不十分であることは、欠格要件該当性を判断する上での一要素に過ぎないため、欠格要件に該当すると判断する場合に、登記事項証明書のみを提出させて判断することは適切でない。

欠格要件該当性は、「精神の機能の障害」を有することが前提となるから、医師の診断書を書類として求める場合には、当該診断書の記載内容のうち、診断名は、「精神の機能の障害」の有無の判断に活用することが考えられる。また、診断書において、患者の能力に関する意見（意思疎通ができるか否かなど）及びその判断の根拠（診察時に行った試験結果や、親族等からの聞き取りの結果など）などの記載があれば、判断に資するものと考えられるから、医師の診断書の提出を求める際は参考にされたい。ただし、医師の診断書において、廃棄物の処理の業務の適切な実施の可能性について直接記載されることは通常期待できないことに留意すること。

なお、この書類は、例えば、「精神の機能の障害」がないことが明らかである場合など、行政庁において欠格要件の判断に当たって書類を必要としないと認める場合は、求めないこととしても差し支えない。

3 欠格要件に係る届出

廃棄物処理業者、廃棄物処理施設設置者又はその役員等が、「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった者」に該当するに至った後、遅滞なく、都道府県知事又は市町村長に届け出なければならない（改正法第7条の2第5項（第14条の2第3項及び第14条の5第3項において読み替えて準用する場合を含む。）及び第9条第7項（第15条の2の6第3項において読み替えて準用する場合を含む。）並びに改正規則第2条の8、第5条の5の3の2、第10条の10の3の2、第10条の24の2及び第12条の11の3の2）。具体的には、事故等により重度の知的障害や精神障害を負った場合などが想定される。

なお、産業廃棄物処理業者又はその法定代理人等が「精神の機能の障害を有する状態となり廃棄物の処理の業務の継続が著しく困難となった」場合には、排出事業者にその旨を通知しなければならないこととされた（改正法第14条第13号及び改正規則第10条の6の2第5号）が、この通知の義務は、その者が改正法第14条の2第3項若しくは第14条の5第3項において読み替えて準用する改正法第7条の2第5項又は改正法第15条の2の6において読み替えて準用する改正法第9条第7項の規定による届出をした場合に生じるものとして取り扱われたい。

以上

改正案	現行
<p>（市町村の処理等）</p> <p>第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号二から八まで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合してい</p>	<p>（市町村の処理等）</p> <p>第六条の二 市町村は、一般廃棄物処理計画に従つて、その区域内における一般廃棄物を生活環境の保全上支障が生じないうちに収集し、これを運搬し、及び処分（再生することを含む。第七條第三項、第五項第四号八からホまで及び第八項、第七條の三第一号、第七條の四第一項第五号、第八條の二第六項、第九條第二項、第九條の二第二項、第九條の二の二第一項第二号及び第三項、第九條の三第十二項（第九條の三の三第三項において準用する場合を含む。）、第十三條の十一第一項第三号、第十四條第三項及び第八項、第十四條の三の二第一項第五号、第十四條の四第三項及び第八項、第十五條の三第一項第二号、第十五條の十二、第十五條の十五第一項第三号、第十六條の二第二号、第十六條の三第二号、第二十三條の三第二項、第二十四條の二第二項並びに附則第二條第二項を除き、以下同じ。）しなければならない。</p> <p>2～7 （略）</p> <p>（一般廃棄物処理業）</p> <p>第七條 （略）</p> <p>2～4 （略）</p> <p>5 市町村長は、第一項の許可の申請が次の各号に適合していると認める</p>

ると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 心身の故障によりその業務を適切に行うことができない者として環境省令で定めるもの

ロ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者

ハ～ヘ (略)

ト へに規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分^イの事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、^ロの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

チ その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

リ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。)がイからチまでのいずれかに該当するもの

又 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからチまでの

ときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が次のいずれにも該当しないこと。

イ 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権を得ないもの

(新設)

ロ 本 (略)

へ 本に規定する期間内に次条第三項の規定による一般廃棄物若しくは産業廃棄物の収集若しくは運搬若しくは処分^イの事業のいずれかの事業の全部の廃止の届出又は浄化槽法第三十八条第五号に該当する旨の同条の規定による届出があつた場合において、^ロの通知の日前六十日以内に当該届出に係る法人(当該事業の廃止について相当の理由がある法人を除く。)の役員若しくは政令で定める使用人であつた者又は当該届出に係る個人(当該事業の廃止について相当の理由がある者を除く。)の政令で定める使用人であつた者で、当該届出の日から五年を経過しないもの

ト その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めらるに足りる相当の理由がある者

チ 営業に関し成年者と同一の行為能力を有しない未成年者でその法定代理人(法定代理人が法人である場合においては、その役員を含む。第十四条第五項第二号八において同じ。)がイからトまでのいずれかに該当するもの

リ 法人でその役員又は政令で定める使用人のうちにイからトまでの

いずれかに該当する者のあるもの

ル 個人で政令で定める使用人のうちにイからチまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

5 一般廃棄物収集運搬業者若しくは一般廃棄物処分業者又はこれらの者の前条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又ニに規定する役員若しくは使用者若しくは同号ルに規定する使用者が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、

前項と同様とする。

いずれかに該当する者のあるもの

又 個人で政令で定める使用人のうちにイからトまでのいずれかに該当する者のあるもの

6～9 (略)

10 市町村長は、第六項の許可の申請が次の各号に適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

11～16 (略)

(変更の許可等)

第七条の二 (略)

2・3 (略)

4 一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者は、前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)(のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を市町村長に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号八若しくは二(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号チに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号リからルまで(同号八若しくは二(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号チに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号リからルまで(同号ホに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからトまで又はリからルまでのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

(許可の取消し)

第七条の四 市町村長は、一般廃棄物収集運搬業者又は一般廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならぬ。

一 第七条第五項第四号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項(第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。))の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。(又は同号トに該当するに至つたとき。

二 第七条第五項第四号チから又まで(同号ロ若しくは八(第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。))又は同号トに係るものに限る。(のいずれかに該当するに至つたとき。

三 第七条第五項第四号チから又まで(同号ニに係るものに限る。))のいずれかに該当するに至つたとき。

四 第七条第五項第四号イからへまで又はチから又までのいずれかに該当するに至つたとき(前三号に該当する場合を除く。))。

五・六 (略)

2 (略)

(許可の基準等)

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで(同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

7 第八条第一項の許可を受けた者又はその者の第七条第五項第四号リに規定する法定代理人、同号又の規定する役員若しくは使用人若しくは同号ルに規定する使用人が、同号イに該当するおそれがあるものとして環境省令で定める者に該当するに至つたときも、前項と同様とする。

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

第八条の二 都道府県知事は、前条第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合していると認めるときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一～三 (略)

四 申請者が第七条第五項第四号イから又までのいずれにも該当しないこと。

2～7 (略)

(変更の許可等)

第九条 (略)

2～5 (略)

6 第八条第一項の許可を受けた者は、第七条第五項第四号イからへまで又はチから又まで(同号チから又までに掲げる者にあつては、同号トに係るものを除く。)のいずれかに該当するに至つたときは、環境省令で定めるところにより、その旨を都道府県知事に届け出なければならぬ。

(新設)

(許可の取消し)

第九条の二の二 都道府県知事は、次の各号のいずれかに該当するときは

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イからルまでのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号のいずれにも適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからチまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第

、当該一般廃棄物処理施設に係る第八条第一項の許可を取り消さなければならぬ。

一 第八条第一項の許可を受けた者が第七条第五項第四号イから又までのいずれかに該当するに至つたとき。

二・三 (略)

2・3 (略)

(産業廃棄物処理業)

第十四条 (略)

2・4 (略)

5 都道府県知事は、第一項の許可の申請が次の各号に適合しているときでなければ、同項の許可をしてはならない。

一 (略)

二 (略)

イ 第七条第五項第四号イからトまでのいずれかに該当する者

ロ〜ハ (略)

6・17 (略)

(変更の許可等)

第十四条の二 (略)

2 (略)

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、産業廃棄物収集運搬業者及び産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項

三項中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号口からトまで又はリからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第五項中「前条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第二号ハ」と、「同号又」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（前条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ハ若しくはニ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号チに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

中「一般廃棄物の」とあるのは「産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからへまで又はチから又まで（同号チから又までに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第二号ロ」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と読み替えるものとする。

4・5（略）

（許可の取消し）

第十四条の三の二 都道府県知事は、産業廃棄物収集運搬業者又は産業廃棄物処分業者が次の各号のいずれかに該当するときは、その許可を取り消さなければならない。

- 一 第十四条第五項第二号イ（第七条第五項第四号ロ若しくはハ）第二十五条から第二十七条まで若しくは第三十二条第一項（第二十五条から第二十七条までの規定に係る部分に限る。）の規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。（又は同号トに係るものに限る。）
- （又は第十四条第五項第二号ロ若しくはへに該当するに至つたとき。

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号八若しくは二（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号子に係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ホに係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項から第五項までの規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号ロからトまで又はチからルまで（同号リからルまでに掲げる者にあつては、同号イ又はチ」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号イ又はチに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号イ若しくはチ又は第十

二 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号ロ若しくは八（第二十五条から第二十七条までの規定により、又は暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律の規定に違反し、刑に処せられたことによる場合に限る。）又は同号トに係るものに限る。）又は第十四条第五項第二号ロに係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

三 第十四条第五項第二号八からホまで（同号イ（第七条第五項第四号二に係るものに限る。）に係るものに限る。）に該当するに至つたとき。

四六（略）

2 4（略）

（変更の許可等）

第十四条の五（略）

2（略）

3 第七条の二第三項及び第四項の規定は、特別管理産業廃棄物収集運搬業者及び特別管理産業廃棄物処分業者について準用する。この場合において、同条第三項中「一般廃棄物の」とあるのは「特別管理産業廃棄物の」と、「市町村長」とあるのは「都道府県知事」と、同条第四項中「前条第五項第四号イからヘまで又はチからヌまで（同号子からヌまでに掲げる者にあつては、同号ト」とあるのは「第十四条第五項第二号イ（前条第五項第四号トに係るものを除く。）又は第十四条第五項第二号ハからホまで（前条第五項第四号ト又は第十四条第五項第一号ロ」と、「

第十四条第五項第二号ロ」と、同条第七項中「第七条第五項第四号リ」とあるのは「第十四条第五項第一号ハ」と、「同号ヌ」とあるのは「同号ニ」と、「同号ル」とあるのは「同号ホ」と、「同号イ」とあるのは「同号イ（第七条第五項第四号イに係るものに限る。）」と読み替えるものとする。

「と読み替えるものとする。」